

各教育・保育給付認定保護者の皆様

鴨島中央認定こども園
園長 多田 和子

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※令和元年10月より3歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により0円となっています。

(参考)「法定代理受領」通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。

・吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第55号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和3年度の公定価格の額について

鴨島中央認定こども園における令和3年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

教区標準時間認定（1号認定）

認定区分		4・5歳児	3歳児
教育標準時間	4月	88,430	104,460
	5月	87,510	103,540
	6月	89,460	105,490
	7月	90,630	106,660
	8月	90,630	106,660
	9月	90,630	106,660
	10月	88,430	104,460
	11月	88,430	104,460
	12月	88,430	104,460
	1月	88,430	104,460
	2月	88,430	104,460
	3月	97,750	113,780

保育標準時間認定（2・3号認定）

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
教育標準時間	4月	45,190	60,710	108,950	
	5月	45,200	60,720	108,960	
	6月	45,130	60,650	108,890	
	7月	45,100	60,620	108,860	
	8月	45,080	60,600	108,840	
	9月	45,080	60,600	108,840	
	10月	45,100	60,620	108,860	
	11月	45,130	60,650	108,890	
	12月	45,130	60,650	108,890	
	1月	45,080	60,600	108,840	
	2月	45,080	60,600	108,840	
	3月	46,360	61,880	110,120	

保育短時間認定（2・3号認定）

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
教育短時間	4月	41,390	56,910	105,150	
	5月	41,400	56,920	105,160	
	6月	41,330	56,850	105,090	
	7月	41,300	56,820	105,060	
	8月	41,280	56,800	105,040	
	9月	41,280	56,800	105,040	
	10月	41,300	56,820	105,060	
	11月	41,330	56,850	105,090	
	12月	41,330	56,850	105,090	
	1月	41,280	56,800	105,040	
	2月	41,280	56,800	105,040	
	3月	42,560	58,080	106,320	

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額である。